

冷戦期東アジア諸国における国際法研究の諸段階： 1946-1989 年間に中国・台湾・韓国・北朝鮮・ベトナム で出版された著作を中心に

韓, 相熙
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7162075>

出版情報 : 法政研究. 90 (3), pp.133-166, 2023-12-25. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

冷戦期東アジア諸国における国際法研究の諸段階 —1946-1989年間に中国・台湾・韓国・北朝鮮・ベトナムで出版された著作を中心に—

韓 相 熙

- 1 はじめに
- 2 中国：ソビエト国際法学から中国特色国際法理論へ
- 3 台湾：中華国際法学と台湾国際法学のあいだ
- 4 韓国：日本国際法学から韓国的国際法学へ
- 5 北朝鮮：ソビエト国際法学から主体国際法理論へ
- 6 ベトナム：フランス・ソビエト国際法学からベトナム国際法学の胎動へ
- 7 おわりに

1 はじめに

本稿は、冷戦期（1946–1989年）の中国、台湾、韓国、北朝鮮、そしてベトナムで出版された国際法著作の分析を通じて、各国の国際法研究がいかに行われていたかを把握することを目的とする。⁽¹⁾ 周知の通り、冷戦期は、資本主義陣営の国際法学（以下、「欧米国際法学」）、社会主義陣営の国際法学（以下、「ソビエト国際法学」）、そして第三世界諸国が主張した国際法学（以下、「第三世界国際法学」）が競い合っ

(1) 明石の研究は、国際法基礎理論の歴史的分析に基づき、日本における国際法を受容を含む、近代国際法の歴史的展開過程を丹念に追跡し続けるものである。本稿は、国際法史や国際法基礎理論に関する深い分析にまでは至っていないが、冷戦期の東アジア諸国で出版された著作の特徴をまとめることによって、国際法の歴史的展開過程に関する若干の情報を提供することにしたい。明石の代表的な研究としては次の著書を参照。Kinji Akashi, *Cornelius van Bynkershoek: His Role in the History of International Law* (Kluwer Law International, 1998)；明石欽司『ウェストファリア条約—その実像と神話』(慶應義塾大学出版会・2009)；明石欽司『不可視の『国際法』—ホップス・ライブニッツ・ルソーの可能性』(慶應義塾大学出版会・2019)。

た時期である。⁽²⁾ 東アジア諸国はこれらの国際法学から自国のイデオロギーと国益に相応しい内容を取捨選択し、各自の国際法学を構築した。しかし、本稿で取り上げた各国の状況があまりにも異なるので、一つの基準を一貫して適用しながら各国の研究の諸段階を把握することは非常に困難である。従って、本稿は、無理に一つの基準を適用するのではなく、各国において最も重要であると考えられる特徴を中心に分析しながら、それらの特徴の類似性と相違をまとめることとしたい。

以下では、中国、台湾、韓国、北朝鮮、そしてベトナムの順番で各国の研究の状況とその特徴について検討する。⁽³⁾

2 中国：ソビエト国際法学から中国特色国際法理論へ

2.1 ソビエト国際法学の受容（1946-1959年）

戦後、共産党は国民党との内戦に勝利し、中華人民共和国（以下、「中国」）を建国した。表（A-1）は戦後から建国（1949年）までに出版された著作リストである。表からもすぐ分かるように、これらの著作は戦間期における研究の続きである。

（A-1）1946年から1949年までに出版された著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	Adolf Boelling Overweg (著)、俞叔平（訳）	『化学兵器と国際公法』	1946	上海：遠東図書公司
2	趙理海（著）	『国際公法』	1947	上海：商務印書館
3	顧学曾（編）	『国際法』	1947	南京：親民印書館

(2) 戦間期については次の拙稿を参照。韓相熙「戦間期東アジアにおける国際法研究の諸段階—日本・中国・朝鮮半島・台湾・ベトナムで出版された著作を中心に」（明石欽司・韓相熙編『近代国際秩序形成と法—普遍化と地域化のはざままで』（慶應義塾大学出版会・2023）所収）3-47頁。

(3) 本文に入る前に以下のことについてお断りしておきたい。第1に、本稿では中華人民共和国を中国と表記し、台湾をそのまま台湾と表記する。この表記方法は、19世紀からの受容の流れを明確にするためであり、何らの法的・政治的主張を含意するものではない。第2に、分析対象は主に概説書・体系書・講義案などが中心であるが、必要に応じて一部の専門書なども含めている。第3に、概説書・体系書・講義案を区分せずに「著作」として統一した。第4に、改訂版や新版、資料集、条約集、論文集、判例集、報告書、そして冷戦期に再刊された戦間期の著作などは、「本稿の検討に必要なと思われる一部を除いて」割愛した。第5に、漢字は日本における現在の表記に統一した。第6に、著作リストは完全なものではなく、未整理・未発掘の著作もありうる。第7に、韓国語論文については書誌情報を翻訳した上で、原著が韓国語であることを示している。

4	楊幼炯（著）	『世界新秩序与国際法的改造』	1947	不明：建国法商学院政治系
5	首都警察学校（編）	『国際公法』	1948	南京：首都警察学校
6	包遵彭（著）	『海上国際法』	1948	南京：海軍総司令部新聞処
7	胡永齡（編著）	『戦時国際公法』（上冊・下冊）	1948	上海：中華書局
8	周子重（編著）	『国際公法提要』	1948	上海：大東書局

ソビエト国際法学の受容は1950年から1959年までの10年間に集中的に行われた（表（A-2））。中国が必要としたのはマルクス・レーニン主義に基づく社会主義国際法学であったので、戦間期に研究されたブルジョア国際法学はもはや有用なものではなかった。人材も教材もない状況の中で中国が唯一頼れたのは旧ソ連であった。

ソビエト国際法学の受容は主に以下の3つの方式を通じて行われた。第1に、中国に派遣された旧ソ連の専門家である。この中には4名の国際法専門家が含まれていた。彼らは中国人民大学を中心に活躍した。第2に、通訳と翻訳が重要な役割を果たした。中国人民大学などには「翻訳組」が設けられ、多量の旧ソ連の国際法著作と論文が組織的に翻訳・出版された。第3に、旧ソ連に派遣された中国人留学生である。法律を学ぶために派遣された最初のグループは12名であったが、その中には後で北京大学の国際法教授となる魏敏もいた。

（A-2）1950年から1959年までに出版されたソビエト国際法学の著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	F・I・柯席烏尼科夫（作）、銭克新（訳）	『斯大林論現代国際法的基本原則』	1950	上海：世界知識社
2	齊赫爾斯基（著）、中国人民大学法律系（訳）	『国際法講授提綱』	1950	北京：中国人民大学出版社
3	齊赫爾斯基（著）、中国人民大学法律系（訳）	『国際法講授提綱』	1951	長春：東北人民大学
4	柯羅文（著）、中国人民大学国際法教研室（編輯）	『現段階の国際法』	1951	北京：中国人民大学

（4）この部分については次を参照。何勤華「二〇世紀五〇年代後中国对蘇聯国際法的移植」（金陵法律評論・2001年秋季卷）89-94頁；唐任春「建国初期来華蘇聯法学專家の群体考察」（環球法律評論5・2010）133-151頁；中俄法律網「江平教授深情回憶：上個世紀五十年代的“学法蘇聯”運動」、<https://news.cupl.edu.cn/info/1015/9094.htm>, (2023. 08. 19).

論 説

5	弗・依・柯席夫尼可夫 (著)、中国人民大学研究部編訳室 (訳)	『国際公法研究提綱』	1951	北京：人民出版社
6	柯熱夫尼可夫 (著)、中国人民大学国際法教研室 (訳)	『国際公法提綱』	1952	北京：中国人民大学出版社
7	中国人民大学国際法教研室 (編訳)	『国際法の破壊者』	1952	北京：中国人民大学国際法教研室
8	中国人民大学国際法教研室 (編訳)	『国際公法論文集』	1953	北京：中国人民大学
9	ソ連大百科全書 (編)、法律出版社 (選訳)	『国際法、国際私法』	1955	北京：法律出版社
10	柯熱夫尼可夫 (著)、張瑞祥等 (訳)	『蘇維埃国家と国際法』	1955	北京：中国人民大学
11	法律出版社編輯部 (編輯)	『現代国際法上の基本原則と問題』	1956	北京：法律出版社
12	柯熱夫尼可夫 (著)、俞大鑫、張瑞祥 (訳)	『国際公法教学大綱』	1957	北京：中国人民大学出版社
13	敦金 (著)、張瑞祥等 (訳)	『現代国際法的基本問題』	1958	北京：世界知識出版社
14	世界知識出版社 (編輯)	『ソ連国際法論文選』	1958	北京：世界知識出版社
15	柯羅文 (著)、国際関係学院翻訳組 (訳)	『国際法』 (2冊)	1959	北京：世界知識出版社
16	国際関係学院国際法教研室 (編)	『国際公法論文集』	1959	北京：世界知識出版社
17	世界知識出版社 (編輯)	『列寧論国際政治と国際法』	1959	北京：世界知識出版社
18	ソ連科学院法律研究所 (編)、国際関係学院翻訳組・北京大学国際法教研室 (合訳)	『国際法』	1959	北京：世界知識出版社

以上の内容を踏まえて、表 (A-2) の著作を見ると、スターリンとレーニン関連著作 (1・17)、中国人民大学の講義案 (2・3)、旧ソ連で出版された教材の翻訳 (5・6・10・12・15・18)、『国家と法』など各種雑誌の論文を抜粋・翻訳した論文集 (8・11・14・16) などを確認できる。この中には1920年代から活躍したコロービン (Y. A. Korovin) (4・15) から、1950年代のトゥンキン (G. I. Tunkin) (13) とコジェブニコフ (F. I. Kozhevnikov) (1・5・10・12) など、ソビエト国際法学の代表的な学者たちが含まれている。

なお、例外的に、ソビエト国際法学の受容とは異なるものとして、中国人民外交学会によって行われたオッペンハイム（L. Oppenheim）（第7版）の翻訳が挙げられる（表（A-3））。しかし、同翻訳には様々な問題があり、後述の通り、後に再度翻訳が行われることになる。

（A-3）オッペンハイムの著作の翻訳

	著者	タイトル	年度	出版社
1	奥本海（著）、勞特派特（編輯修訂）、中国人民外交学会編訳委員会（訳）	『奥本海国際法』（第1巻：平時法）	1954	北京：中国人民外交学会
		『奥本海国際法』（第2巻：争議法、戦時法、中立法）	1955	北京：法律出版社

しかし、1960年前後から旧ソ連との外交関係が悪化し、ついには決別したため、ソビエト国際法の受容の勢いも急速に衰えてしまった。

2.2 文化大革命による国際法研究の破綻（1960-1978年）

文化大革命は1966-1976年の期間を指すが、表（A-4）が示すように、国際法研究は1960年頃からすでにその勢いを失っていた。この時期には9冊の著作が出版されたが、ソビエト国際法学はトゥンキンの翻訳（5）一冊のみである。

文化大革命の期間中には全ての学術的研究教育が中断されたと言われているが、国際法の場合、少なくとも以下の3つの重要な研究が行われていた。第1に、オッペンハイム（第8版）が翻訳された。翻訳者は仮名であったが、真の翻訳者は王鉄崖と陳体強であった。第2に、北京大学法律系の国際法教研室により『海洋法資料匯編』が編輯された。これは海洋法の「資料集」である。第3に、周鯉生の『国際法』が出版された。同著作は、当時の中国国際法学の集大成として評価されている⁽⁵⁾。同著作が脱稿されたのは1964年であり、文化大革命中には「内部用」として取り扱われた。

(5) この著作の評価については次を参照。陳体強「周鯉生：『国際法』（1981年）」（中国国際法年刊・1982）375-384頁。

(A-4) 文化大革命「前後」(1960-1978年)に出版された著作(翻訳を含む)

	著者	タイトル	年度	出版社
1	方彦(不明)	『国際法講義』	1962	北京:北京法政学院
2	周鯁生(著)	『現代英米国際法的思想動向』	1963	北京:世界知識出版社
3	西南政法学院国家与法教研室(編)	『国際法概論』	1963	重慶:西南政法学院国家与法教研室
4	倪征燠(著)	『国際法中的司法管轄問題』	1964	北京:世界知識出版社
5	格・伊・童金(著)、劉慧珊等(訳)	『国際法理論問題』	1965	北京:世界知識出版社
6	奥本海(著)、勞特派特(修訂)、石蒂、陳健(訳)	『奥本海国際法』(上巻:平時法)(2冊)	1971-1972	北京:商務印書館
		『奥本海国際法』(下巻:争端法、戦争法、中立法)(2冊)	1972-1973	北京:商務印書館
7	北京大学法律系国際法教研室(編)	『海洋法資料匯編』	1974	北京:人民出版社
8	周鯁生(著)	『国際法』(上冊・下冊)	1976	北京:商務印書館
9	中国社会科学院法学研究所国際法組(編)	『国際法律資料』	1978	北京:中国社会科学院法学研究所

以上のように、文化大革命の期間中にも一連の研究が行われていた。しかし、国際法学界「全体」に目を向けると、およそ20年にわたって国際法研究がほぼ完全に中断されていた。

2.3 国際法研究の再開と中国特色国際法理論の模索(1979-1989年)

1979年の「改革開放」の宣言後、国際法の研究教育は再開した。改革開放後の国際法学界をリードしたのは、皮肉にも、王鉄崖(イギリス)、陳体強(イギリス)、周子亞(ドイツ)、端木正(フランス)、李浩培(イギリス)、趙理海(アメリカ)など、戦間期にブルジョア国際法学を学んだ欧米留学派であった。

改革開放後、最も早く国際法研究教育に着手したのは吉林大学と北京大学であった(表(A-5))。

(A-5) 改革開放「直後」(1979-1980年)に出版された著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	吉林大学法律系国際法教研室（編）	『国際法資料匯編』	1979	長春：吉林大学法律系国際法教研室
2	吉林大学法律系国際法教研室（編輯）	『国際法参考資料』（上・下）	1980	長春：吉林大学法律系国際法教研室
3	趙理海（著）	『国際法專題講義』	1980	北京：北京大学出版社

しかし、最も注目すべき年度は、翌年の「1981年」である。この1年間、非常に重要な数多くの著作が「同時に」出版されたからである（表（A-6））。第1に、既に言及した周鯁生の『国際法』が「公式に」出版された。第2に、北京では北京大学を中心に『国際法』が編輯された。同著作は当時最も権威のある著作であった。⁽⁶⁾第3に、上海の上海社会科学院と復旦大学、長春の吉林大学、重慶の西南政法学院でも著作や参考資料が出版された。第4に、オープンハイム（10）、エイクハースト（M. Akehurst）（11）、フェアドロス（A. Verdross）（12）という代表的な欧米学者の著作が翻訳された。

(A-6) 1981年に出版された著作（翻訳を含む）

	著者	タイトル	年度	出版社
1	周鯁生（著）	『国際法』（上冊・下冊）	1981	北京：商務印書館
2	王鉄崖（主編）、魏敏（副主編）	『国際法』	1981	北京：法律出版社
3	北京政法学院国際法教研室（編）	『国際公法参考資料選編』（上冊・下冊）	1981	北京：不明
4	人大法律系国際法教研室（編輯）	『国際法学習参考資料』	1981	北京：中国人民大学出版社
5	高樹異等（編）	『国際法講義』	1981	長春：吉林大学法学系国際法教研室
6	西南政法学院国際法教研室（編）	『国際公法参考資料選輯』	1981	重慶：西南政法学院国際法教研室
7	復旦大学国際政治系国際関係教研室（編著）	『簡明国際法講義』	1981	重慶：西南政法学院国際法教研室

(6) 殷雄「一部奠定我国国際法教学体系基礎的優秀教材一評王鉄崖主編的『国際法』」（中国電力教育9・1988）44-45頁；王国良「簡評高校教材『国際法』」（社会科学10・1983）94-95頁。

8	周子亜（主編）	『国際公法』	1981	上海：知識出版社
9	上海社会科学院法学研究所国際法研究室（編）	『国際法講義』（第1分冊・第2分冊・第3分冊）	1981	上海：不明
10	勞特派特（修訂）、王鉄崖、陳体強（訳）	『奥本海国際法』（上巻：平時法）	1981	北京：商務印書館
		『奥本海国際法』（下巻：争端法、戦争法、中立法）	1981	北京：商務印書館
11	M. 阿庫斯特（著）、汪瑄等（訳）	『現代国際法概念』	1981	北京：中国社会科学出版社
12	阿爾弗雷德・菲德羅斯、斯特凡・菲羅斯塔、卡爾・策馬内克（著）、李浩培（訳）	『国際法』（上册・下册）	1981	北京：商務印書館

1981年の以上のような充実した成果によって研究基盤が整うと、その翌年から1989年までに38冊の著作が出版された（表（A-7））。これらの著作には次のような特徴が見られた。第1に、著作の出版が北京や上海だけでなく、全国各地の大学に広がった。第2に、単著は少なく、ほぼ全てが共著であった。理由は定かではないが、約20年間の研究の空白のため、情報量や時間という点において一人で単著を執筆する余裕がなかったからではないかと考えられる。第3に、内容面として、初期の著作は依然としてソビエト国際法学を頼りにしていたが、時間が経つにつれその影響が弱くなっていった。第4に、全ての著作が例外なく「和平共处五項原則」を強調していた。この「和平共处五項原則」はソビエト国際法学の「和平共存」とは異なるものであり、中国がこの段階ですでにソビエト国際法学とは異なる国際法学を模索していたことを意味する。

（A-7）1982年から1989年までに出版された著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	劉豊名（編）	『現代国際法綱要』	1982	北京：群衆出版社
2	司法部第二期全国律師專業師資進修班（編）	『国際法講義』	1982	北京：司法部第二期全国律師專業師資進修班
3	法学教材編集部『国際法』教材講習班（編）	『国際法教材講習発言材料匯集』	1983	北京：法学教材編集部『国際法』教材講習班

冷戦期東アジア諸国における国際法研究の諸段階（韓）

4	法律出版社・法学教材編輯部（編輯）	『国際法講義（試用本）』	1983	北京：法律出版社
5	陳世材（著）	『晚近国際法的新発展』	1983	北京：友誼出版公司
6	盧瑩輝（著）	『国際法入門』	1984	北京：法律出版社
7	法学教材編集部『国際法』 編写組（編）	『国際法』	1984	北京：法律出版社
8	華東政法学院国際法教研室（編）	『国際法』	1984	不明
9	邱在珏、張勁草（合著）	『現代国際法基礎』	1984	保定：河北大学教材科
10	盛愉、魏家駒（著）	『国際法新領域簡論』	1984	不明：吉林人民出版社
11	陳体強（著）	『国際法論文集』	1985	北京：法律出版社
12	高樹異（主編）	『国際法』	1985	長春：吉林大学出版社
13	朱荔蓀等（著）	『国際公法』	1985	北京：中央廣播電視大学出版社
14	朱荔蓀（編著）	『国際公法教学大綱』	1985	北京：中央廣播電視大学出版社
15	中国政法大学法律系（編）	『国際法』	1985	北京：中国政法大学法律系
16	劉廷吉等（編）	『国際法』	1985	北京：中国政法大学出版社
17	張有政（編）	『国際法学』	1985	哈爾濱：黑龍江人民出版社
18	西北政法学院国際法教研室（編）	『国際法教学大綱』	1985	西安：西北政法学院教材科
19	魏敏等（編）	『国際法概論』	1986	北京：光明日報出版社
20	胡文治等（編著）	『国際法概論』	1986	上海：浙江人民出版社
21	程仲元（編）	『国際法知識問答』	1986	哈爾濱：黑龍江人民出版社
22	王浩、劉海山（主編）	『国際公法』	1986	西安：西北政法学院函授部
23	高等教育自学高試法律專業・全国高等教育自学高試指導委員会（編）	『国際法自学高試大綱』	1987	北京：北京大学出版社
24	李金榮（主編）	『国際法』	1987	成都：四川省社会科学院出版社
25	劉楠来（編著）	『国際法』	1987	北京：法律出版社
26	張文清（編著）	『国際法総論』	1988	北京：中国人民公安大学出版社
27	韓成棟、潘抱存（主編）	『国際法教程』	1988	南京：南京大学出版社
28	周仁（主編）	『国際法』	1988	北京：中国政法大学出版社
29	白桂梅等（編）	『国際法』	1988	北京：北京大学出版社
30	黃炳坤（主編）	『当代国際法』	1988	香港：廣角鏡出版社

31	李金榮（主編）	『国際法自学高試補導与練習』	1988	北京：中国人民大学出版社
32	胡廣林、趙建文（編著）	『国際法』	1988	不明
33	王宇琴（編）	『国際法教学大綱』	1988	濟南：山東省政法管理幹部学院
34	徐学鹿、林新祝（編）	『国際法学』	1989	北京：对外貿易教育出版社
35	黄惠康（著）	『国際法教程』	1989	武漢：武漢大学出版社
36	端木正（主編）	『国際法』	1989	北京：北京大学出版社
37	陳致中（編著）	『国際法教程』	1989	広州：中山大学出版社
38	邱在珏、張勁草（著）	『現代国際法基礎』	1989	石家庄：河北教育出版社

また、この期間には、上記の1981年度の翻訳以外にも、6冊が翻訳された（表（A-8））。ソビエト国際法著作が2冊（1のイグナテンコ（G. V. Ignatenko）・アスタペンコ（D. D. Ostapenko）と4のコジェブニコフ）、欧米著作が2冊（3のスターク（J. G. Starke）と6のケルゼン（H. Kelsen））、日本の著作が1冊（2の寺澤・山本）、インドの著作が1冊（5のヒンゴラニ（R. C. Hingorani））であり、かなりの多様性が見られる。インドの著作が翻訳された理由は、第三世界国際法学を理解するためであると述べられている（翻訳者の「序言」2頁）。

（A-8）翻訳（1982-1989年）

	著者	タイトル	年度	出版社
1	Г・В・伊格納欽科、Д・Д・奧斯塔類科（主編）	『国際法』	1982	北京：法律出版社
2	寺澤一、山本草二（主編）、朱奇武等（訳）	『国際法基礎』	1983	北京：中国人民大学出版社
3	J・G・斯塔克（著）、趙維田（訳）、温光均（校）	『国際法導論』	1984	北京：法律出版社
4	Ф・И・科熱夫尼科夫（主編）、劉莎等（訳）	『国際法』	1985	北京：商務印書館
5	興戈蘭尼（著）、陳宝林等（訳）	『現代国際法』	1988	重慶：重慶出版社
6	凱爾森（著）、王鉄崖（訳）	『国際法原理』	1989	北京：華夏出版社

なお、辞典類の翻訳（表（A-9））もかなり多く、国際法史の研究も李家善によって再開した（表（A-10））。

(A-9) 辞典類（1982-1989年）

	著者	タイトル	年度	出版社
1	王鉄崖（編）	『英法漢国際法詞匯』	1983	北京：中国对外翻訳出版公司
2	新疆大学法律系資料室（訳）	『国際公法百科全書』	1984	烏魯木齊市：不明
3	日本国際法学会（編）、外交学院国際法教研室（総校訂）	『国際法詞典』	1985	北京：世界知識出版社
4	克利緬科等（編）、程曉霞等（訳）	『国際法辞典』	1987	北京：中国人民大学出版社
5	馬克斯・普朗克比較公法及国際法研究所（主編）、陳致中、李斐南（訳）	『国際公法百科全書』（12冊）	1988	広州：中山大学出版社
6	ソ連外交部外交学院（編）、徐光智等（訳）	『国際法辞典』	1989	北京：新華出版社
7	I・潘遜（著）、馬洪力等（訳）	『国際公法（和平法）和国際組織述語手冊』	1989	北京：中国对外翻訳出版公司

(A-10) 国際法史関連著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	李家善（著）	『国際法史新論』	1987	北京：法律出版社
2	李家善（著）	『近代国際法の奠基人格勞秀斯』	1989	北京：商務印書館

もう一つの注目すべき点は中国国際法学会の設立（1980年）である。1982年からは『中国国際法年刊』が刊行された。この設立により、本格的かつ体系的な国際法研究のための組織・制度の基盤が整えられた。

最後に、冷戦期のもう一つの大きな特徴は「中国特色国際法理論⁽⁷⁾」である（(表(A-11)）。王鉄崖と陳体強はすでに1980年代初期から「中国特色国際法学」をいかに構築すべきかについて何度も議論していた。しかし、この主張が具体的になされた最初の著作は藩抱存の著作ではないと思われる。藩は中国国際法学の根本的な

(7) 「具有中国特色的国際法」、「有中国特色的国際法」、「中国特色的国際法」、「中国特色国際法」などの表現が使われているが、本稿では「中国特色国際法」を使うことにする。

(8) 王鉄崖「懷念体強同志」（陳体強『国際法文集』（法律出版社・1985）所収）321頁。

「特色」として「民主性」、「和平性」、「進歩性」の3つを挙げながら、今後取り組むべき10の課題を提示している（199-220頁）。翌年、程曉霞も国際法の理論的問題を分析しながら、中国の特色を有する国際法学を構築することが国際法学者の重要な任務であることを強調している（45-48頁）。また、『中国外交事例与国際法』も、同著作の目的が「実践」と「理論」の結合を通じた「中国特色国際法学」の開拓であることを明らかにしている（「序」・「前言」）。

(A-11) 「中国特色国際法理論」の研究

	著者	タイトル	年度	出版社
1	潘抱存（著）	『中国国際法理論探討』	1988	北京：法律出版社
2	程曉霞（主編）	『国際法的理論問題』	1989	天津：天津教育出版社
3	塗亜杰、王浩等（著）	『中国外交事例与国際法』	1989	北京：現代出版社

以上のように冷戦期の中国の国際法研究は、「ソビエト国際法学の受容」（第1段階）、「文化大革命による国際法研究の破綻」（第2段階）、「国際法研究の再開と中国特色国際法理論の模索」（第3段階）という3つの段階を歩んだ。冷戦後、国際社会における中国の地位が上昇すると、中国はソビエト国際法学、欧米国際法学、第三世界国際法学を融合し、中国の長い歴史と慣行の研究を軸として、「和諧社会」や「人類命運共同体」などの新しい概念を取り入れながら「中国特色国際法理論」を着実に構築していくのである。

3 台湾：中華国際法学と台湾国際法学のあいだ

3.1 国民党の台湾移転と国際法研究の開始（1946-1963年）

戦後、国民党は内戦に負けて1949年に台湾に移転した。戦後の研究を牽引したのは国民党とともに移転してきた大陸出身者（外省人）であった。そして彼らが中心となって1958年には「⁽⁹⁾ 中華民國国際法学会」（原名：中国国際法学会）が設立された。

表（B-1）は1949年から1963年までに台湾で出版された著作である。この時期の代表的な著者は崔書琴などほとんど全て外省人である。湯武や沈克勤は外交官で

(9) 陳純一「中華民國国際法学会——個積極推動国際法研究發展的學術社團」（中国国際法与国際事務年報17・2003）415-431頁。

あった。最も多くの著作を執筆した雷崧生も外交官であったが、パリ大学で博士号を取得した後、台湾大学に赴任した。

戦後初期の研究は、欧米留学派が中心であったので当然欧米国際法学の影響を深く受けていた。しかし、外交官などの実務家が多く、崔書琴のように学者として研究を始めたものの結局は政府の要職に移ったケースが少なくなかった。

(B-1) 台湾移転から1963年までに出版された著作

	著者		タイトル	年度	出版社
1	雷崧生	著	『国際法原理』(上)・(下)	1953-1954	台北：正中書局
		著	『国際法講話』	1953	台北：中華文化出版事業委員会
		編著	『国際法院成案』	1958	台北：正中書局
		著	『国際法概要』	1960	台北：台湾聯合書局
2	陳世材	著	『国際法学』(上)	1954	台北：精華印書館
3	崔書琴	著	『国際法』(上・下)	1954	台北：台湾商務印書館
4	陸東亜	著	『国際法原論』	1957	不明
5	湯武	著	『中国与国際法』(1)	1957	台北：中華大典編印会
			『中国与国際法』(2-4)	1957	台北：中華文化出版事業委員会
6	彭明敏	著	『平時国際公法』	1957	台北：自刊(清水商行印刷工廠)
			『平時戦時国際公法』	1959	台北：自刊(清水商行印刷工廠)
			『国際公法』	1962	台北：三民書局
7	陳振邦	編著	『国際法律常識』	1957	台北：金陵出版社
8	何適	著	『平時国際法』	1959	台北：中央警官学校
9	陳志豪	著	『国際法』	1959	台中：中台書局
10	沈克勤	編著	『国際法』	1963	台北：台湾学生書局

この中で、⁽¹⁰⁾彭明敏はかなり異なる経歴を持った学者である。彭は台湾生まれ(内省人)で、戦間期には東京帝国大学に留学していたが、その後カナダのマギル大学で修士号を、パリ大学で博士号を取得し、台湾大学の国際法教授となった。しかし、彭は徐々に台湾独立論者になっていく。彭の著作は、彼が台湾独立論者になる前に執筆したものであるが、他の著作と比べると「自決権」などの概念がより詳し

(10) 彭明敏については次の回顧録を参照した。彭明敏『自由的滋味』(彭明敏回憶録、増訂版)(玉山社・2009)。

い。その意味で、彭の主著を「台湾国際法学の誕生」と評価する声もある⁽¹¹⁾。彭の登場はその後の台湾国際法学史に非常に大きな影響を及ぼすことになる。

なお、この時期には3冊の翻訳書が出版された(表(B-2))。ブライアリー(J. L. Brierly)の2冊(1・3)とアメリカの著作1冊(2)である。

(B-2) 台湾移転から1963年までの翻訳

	著者	タイトル	年度	出版社
1	J. L. Brierly (著)、藩一徳 (訳)	『国際法与国際機構』	1950	不明：華国出版社
2	Wynen Thomas (著)、 鐘榮蒼 (訳)	『共產主義与国際法』	1957	台北：中央文物供應社
3	布莱爾利 (著)、呉允祥、羅龍 (訳)	『平時国際法』	1959	台北：中華文化出版事業社

3.2 台湾独立論をめぐる亀裂 (1964-1979年)

外省人主導の国際法研究はこの時期にもそのまま維持された。中華民國国際法学会が1964年から *The Annals of the Chinese Society of International Law* を刊行することによって、より組織的かつ体系的な国際法研究の基盤が整った。

表(B-3)はこの時期に出版された著作である。最も多作だったのは杜蘅之と丘宏達である。杜は、パリ大学で博士号を取得し、東海大学で国際法を教えていた。丘については、彭明敏の話から始める必要がある。彭明敏は1964年に発表した「台湾人民自救運動宣言」のため、結局大学を辞めさせられ、1970年には台湾を離れることとなった。『国際法概要』は彭が台湾を離れる前に執筆した最後の国際法著作である。彭の講義は大学の最も人気のある科目の一つであったようである。彭の講義を聞いた学生の中には、次世代の台湾国際法学界を牽引することになる学生たちもいた。その中で特に丘宏達と陳隆志については特記する必要がある⁽¹²⁾。

(11) 『国際公法』(1962年)が彭の主著とされている。例えば、黄居正「建立文明国家之夢—彭明敏教授与台湾国際法学的誕生」(台湾国際研究季刊7-3・2011)95,97,111頁。

(12) この二人については次を参照。周洪鈞「一位国際法大学者の業績と情懷」(当代国際法論叢11・2012)204-210頁；李明峻「睿智儒雅の国際法大師—陳隆志教授の台湾独立理論与建国実践」(台湾国際研究季刊7-4・2011)89-103頁。

(B-3) 1964年から1979年までに出版された著作

	著者		タイトル	年度	出版社
1	彭明敏	著	『国際法概要』	1966	台北：三民書局
2	雷崧生	著	『国際法研究』	1966	台北：台湾商務印書館
3	杜蘅之	著	『国際法』（上冊・下冊）	1966	台北：文星書店
			『国際法大綱』（上冊・下冊）	1971	台北：台湾商務印書館
			『国際法与中国』	1975	台北：聯合報社
			『国際法之展望』	1976	台北：台湾商務印書館
4	丘宏達	著	『現代国際法問題』	1966	台北：新紀元出版股份有限公司
		著	『中国国際法問題論集』	1968	台北：台湾商務印書館
		主編	『現代国際法』	1973	台北：三民書局
		著	『関于中国領土的国際法問題論集』	1975	台北：台湾商務印書館
5	黃正銘	著	『戦時国際公法』	1966	台北：天聲出版社
6	何適	著	『国際公法』	1967	台北：台湾商務印書館
7	鄒光宇	著	『戦時国際法』	1967	台北：政戦学校
8	秦緩章	著	『国際公法』	1968	台北：帕米爾書店
9	伝統出版社編輯部	編輯	『国際公法題解』	1971	台北：伝統出版社
10	許煥益	編著	『国際公法研究』	1975	台北：友聯印刷事業有限公司
11	張紹軍	著	『国際法的理論与实践』	1975	台北：黎明文化事業公司
12	趙学淵	編著	『国際法』	1975	台北：台湾商務印書館
13	鄭斌	著	『戦時国際法』	1975	台北：台湾商務印書館
14	洪治	著	『国際法』	1977	台北：弘道文化事業有限公司
15	張永恒	編著	『国際法院』	1977	台北：正中書局
16	陳治世	著	『国際法論叢』	1978	台北：漢苑出版社
		著	『学生国際法』	1979	台北：漢苑出版社
17	蘇義雄	著	『平時国際法』	1979	台北：三民書局

丘はハーバード大学で、陳はイェール大学で博士号を取得した。その後、丘は帰国し台湾大学で教えたが、陳はニューヨーク大学 (NYU) の教授となった。しかし、二人のビジョンと研究方法論には大きな食い違いがあった。

丘は台湾の懸案だけでなく、国際法受容、領土、翻訳問題までも深く研究していた。丘の研究のスケールや深さをみると、主流の大陸出身学者の一員として、大陸

をも含む（台湾移転以前の）中華民国の国際法学（以下、中華国際法学）の体系化を模索していたように考えられる。

一方、陳は、師匠の彭と同じく、徹底した台湾独立論者になった。彼はNYUを拠点としながら、ニューヘイブレン学派の観点から台湾問題を分析し「台湾独立論」を支える多数の著作を出版した。この二人の下で数多くの弟子が育ち、彼らは台湾国際法学史における二つの大きな潮流を構成した。

なお、表（B-4）からわかるように、この時期にはクンツ（J. L. Kunz）（1）、マクドゥーガル（M. S. McDougal）（2）、ド・ヴィッシェ（C. de Visscher）（3）の著作が翻訳された。

（B-4）翻訳（1964-1979年）

	著者	タイトル	年度	出版社
1	孔慈（著）、王学理（訳）	『変動中之国際法』（上冊・下冊）	1971	台北：台湾商務印書館
2	麥克杜格等（著）、雷崧生（訳）	『世界公共秩序論集』	1973	台北：台湾商務印書館
3	韋雪爾（著）、雷崧生（訳）	『国際公法之理論与現実』	1975	台北：台湾商務印書館

3.3 長いスランプと台湾国際法学の成長（1980-1989年）

1980年代に入ると、なぜか国際法著作の出版が非常に落ち込んだ（表（B-5））。杜蘅之、張彝鼎、黄炳坤の著作はいずれも論文集であり、何適の『国際法』も彼の『国際公法』（1967年）の増訂6版である。翻訳もリーヴァイ（W. Levi）（3）一冊に過ぎない。もちろん、大学での研究教育、学会の運営や雑誌の刊行はこの時期にも続けられた。例えば、中華民国国際法学会の運営は順調に行われ、丘弘達が理事長になってからはより活発になった。1981年には同学会の雑誌が*Chinese Yearbook of International Law and Affairs*に改名され、中国語版雑誌の『中国国際法及国際事務年報』も1987年に刊行された。

(B-5) 1980年から1989年までに出版された著作（翻訳を含む）

	著者	タイトル	年度	出版社
1	何適（著）	『国際公法』	1980	台北：台湾商務印書館
2	杜蘅之（著）	『中米新関係与国際法』	1981	台北：台湾商務印書館
3	魏納雷維（著）、王紹堉、王震南（訳）	『当代国際法簡論』	1983	台北：正中書局
4	丘宏達（編輯）	『現代国際法基本文件』	1984	台北：三民書局
5	張彝鼎（著）	『国際法論集』	1986	台北：五洲出版社
6	金光明、李啓鵬（合編）	『英・法・漢国際法辞典』	1986	台北：五洲出版社
7	黃炳坤（主編）	『当代国際法』	1989	台北：風雲論壇出版社

もっとも、10年という期間は無視できないスランプである。おそらく最も根本的な理由は、台湾独立をめぐる学界の亀裂ではないかと思われる。学者たちは現実と政治に翻弄され、大学と台湾を離れるか、残ったとしてもなかなかその亀裂は埋まらなかった。丘宏達も結局は台湾を離れ、アメリカのハーバード大学を経てメリランド大学に移った。

しかし、時間が経てば経つほど台湾生まれの学者は増えており、李明俊、黃居正、姜皇池など、彭明敏と陳隆志の影響を受けた若い世代の学者たちは着実に「台湾国際法学」を築き上げていた。そしてついに2002年、彭明敏や陳隆志らは「台湾国際法学会」を設立した。機関紙の『台湾国際法季刊』では自決権、和平権（The Right to Live in Peace）、⁽¹³⁾主体意識などが強調されており、「台湾特色之国際法理論」の構築も提案された。⁽¹⁴⁾

以上のように、冷戦期の台湾の国際法研究は「国民党の台湾移転と国際法研究の開始」（第1段階）、「台湾独立論をめぐる亀裂」（第2段階）、「長いスランプと台湾国際法学の成長」（第3段階）の3つの段階を歩んだ。基本的に欧米国際法学を受容しながらも、大陸と台湾を含む中華民国の国際法学（中華国際法学）と、台湾独立論に基づく台湾国際法学のはざままで悩み続けた。そして冷戦が終わると、両側の溝はさらに深まっていくのである。

(13) 黃居正「建構具有主体意識的國際法教育」（台湾國際法季刊1-1・2004）154-178頁。

(14) 李明峻「『國際法与台湾』教学与研究之概観与展望」（台湾國際法季刊4-2・2007）138頁。

4 韓国：日本国際法学から韓国的国際法学へ

4.1 日本国際法学の長引く影響（1946-1963年）

戦後、韓国の国際法研究をリードしたのは二つのグループであった。一つは朴在滂のような京城帝国大学卒業生であり、もう一つは李漢基、朴観淑、申東旭、李建鎬、金基洙のような日本留学派である。朴在滂、李漢基、朴観淑は「国際法学界の三巨頭⁽¹⁵⁾」と呼ばれていた。戦後間もなく朝鮮戦争が勃発したため、本格的な研究が始まるのは休戦協定の締結後になる。しかし、戦争の最中に大韓国際法学会（1953年）が成立したことは特記すべきである。

表（C-1）は1946年から1963年までに出版された著作リストである。ほとんどの著作はソウルで出版されており、地方で出版されたのは清州においてのみである。

（C-1）1946年から1963年までに出版された著作

	著者		タイトル	年度	出版社
1	朴観淑	著	『国際法要論』	1949	ソウル：宣文社
		著	『国際法要論』	1954	ソウル：高麗出版社
		著	『国際法』	1955	ソウル：梨花女子大学校出版部
		著	『新稿国際法講義』	1956	ソウル：華聲文化社
2	朴在祐	著	『国際公法』	1951	ソウル：漢豊出版社
		著	『国際公法』	1954	ソウル：一文社
3	金基洙	著	『現代国際法論』	1952	ソウル：合同文化社
		著	『現代国際法論—戦時編』	1958	ソウル：精研社
		著	『国際法研究』	1958	ソウル：首都文化社
		著	『現代国際法体系』	1959	ソウル：彰文社
		著	『国際法』	1959	ソウル：ソウル考試学会
		著	『せ ⁽¹⁶⁾ 国際法』	1963	ソウル：修学社
4	李建鎬	著	『国際法概説』	1954	ソウル：探求堂
5	大韓国際法研究会	編	『国際公法問題精解』	1954	ソウル：一文社
6	大韓通信法政学会	編	『（受験準備）国際公法要解』	1955	ソウル：世文社
7	警察専門学校	編	『国際法』	1955	ソウル：国立警察専門学校

(15) 崔殷範「1970年代大韓国際法学会—専門国際法学者時代の始まり」（大韓国際法学会『大韓国際法学会60年史』（大韓国際法学会・2013）所収）31, 39-40頁（韓国語）。

(16) 「せ」は「新しい」という意味のハングルである。

8	申東旭	著	『国際法』	1956	ソウル：正音社
		著	『国際法特殊問題研究』	1960	ソウル：国家考試学会出版部
9	朴在瀟	著	『国際法』	1956	ソウル：一潮閣
10	林鎮俊	編	『国際法』（手書き）	1956	清州：清州大学
11	国防部政訓局	編	『戦時国際法解義』	1957	ソウル：国防部政訓局
12	李漢基	著	『国際法学』	1958	ソウル：博英社
		著	『国際法学』（上）・（下）	1961	ソウル：博英社
13	李好俊	編著	『国際法新講』	1959	ソウル：精研社
		著	『新国際法』	1962	ソウル：精研社
14	李完熙	著	『国際法』	1959	ソウル：大東文化社
15	金正均	著	『国際法』	1960	ソウル：新雅社
		著	『新稿国際法』	1962	ソウル：正音社
16	朴観淑、裴載湜	共著	『新体系国際法』	1961	ソウル：博英社
17	張基鵬	著	『国際法』	1962	ソウル：乙西文化社
18	崔載勲、金順永、安溶教	共著	『国際法学講義』	1962	ソウル：法文社
19	百道光	著	『現代国際法学』	1963	ソウル：普文閣
20	安溶教	著	『国際法』	1963	ソウル：法文社

まず、朴観淑の『国際法要論』（1949年）は朝鮮戦争以前に出版された唯一の著作であった。また、同著作は、国際法「専攻」の韓国人学者による最初の著作でもある。同著作は特に横田喜三郎の影響を強く受けたとされる。⁽¹⁷⁾ 朴はソウル大学と梨花女子大学を経て、延世大学の国際法教授となった。

この中で唯一京城帝国大学を卒業した朴在瀟は高麗大学の国際法教授となった。⁽¹⁸⁾ 朴は「韓国のフェアドロス」と呼ばれていた。また、ソウル大学の国際法教授となった李漢基は、朴観淑の東京帝国大学の1年先輩であった。李は、横田、安井郁、立作太郎の著作を土台にして講義案を構想したが、その後、ジェサップ（P. C. Jessup）の著作を翻訳しながら一種の「開眼」を経験したと回想している。⁽¹⁹⁾

なお、この時期の翻訳は、欧米の著作が日本のものより多い（表（C-2））。こ

(17) 鄭印燮「箕堂李漢基博士の学問世界—国際法教育における箕堂先生」（ソウル国際法研究12-1・2005）17頁（韓国語）。

(18) 金泰川「国際法学の現代的課題」（ジャスティス74・2003）166頁（韓国語）。

(19) 李漢基「私の生涯・私の学問」（国際法学会論叢22-1・2合併号・1977）263-264頁（韓国語）。

論 説

のことは、当時の韓国の学者たちが日本の影響から脱皮し、欧米に目を向け始めていたことを意味する。

(C-2) 翻訳 (1946-1963年)

	著者	タイトル	年度	出版社
1	フィリップ C. ジェサップ (著)、李漢基 (訳)	『現代国際法：序説』	1952	ソウル：一韓図書出版社
2	横田喜三郎 (著)、金正杓 (訳)	『国際法』	1952	釜山：青丘書林
3	ハンス・ケルゼン (著)、張庚鶴 (訳)	『法と平和』	1955	ソウル：第一文化社
4	ハンス・ケルゼン (著)、徐碩淳 (訳)	『国際法原理』	1956	ソウル：一潮閣
5	A. ヌスバウム (著)、徐碩淳 (訳)	『国際法発達史』	1958	ソウル：民衆書館
6	H. A. スミス (著)、崔載勲 (訳)	『国際法の危機』	1960	ソウル：法文社
7	J. L. プライアリー (著)、崔載勲、安溶教 (共訳)	『国際法』	1961	ソウル：法文社

4.2 研究方法論への自覚とナショナリズム (1964-1980年)

戦後の活発な国際法研究はなぜか1960年代半ばからはその勢いを失った。特に1964年から1972年までのおよそ9年間に出版された著作は3冊のみである。しかし、出版は1973年から再開した (表 (C-3))。

(C-3) 1964年から1980年までに出版された著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	金正均	著 『新国際法要論』	1964	ソウル：文化閣
		著 『国際法』	1976	ソウル：螢雪出版社
2	崔載勲、鄭雲章	共著 『国際法学』	1970	ソウル：法文社
		共著 『国際法』	1978	ソウル：法文社
3	金明基、金成勲	共著 『国際法学』	1972	ソウル：日新社
4	李漢基	著 『国際法講義』	1973	ソウル：博英社
5	洪性化	著 『国際法講義』	1973	ソウル：教文社
6	李丙朝、李仲範	共著 『国際法新講』	1973	ソウル：一潮閣
7	朴観淑 (原著)、崔股範 (増補)	『国際法 (朴観淑国際法)』	1975	ソウル：文苑社

8	張基鵬	著	『国際法学』	1976	ソウル：大旺社
9	金成勲	著	『国際法概論』	1980	ソウル：法文社
10	柳武烈	著	『国際法』	1980	釜山：国際文化研究所

この時期の一つの特徴は、研究方法論の重要性が自覚され、それをめぐって学術的論争が真剣に行われたということである。例えば、表（C-4）の朴在瀟の著作は、戦争の法的地位に関する彼の博士論文を出版したものであるが、歴史と理論を深く分析した高いレベルの研究である。しかし、李漢基の書評によって二人の間で学術論争が始まった。当時の学界を代表する二人の論争は、両大学の伝統とプライドもかかった論争であり、特に両者の研究方法論（自然法と実証主義）をめぐって非常に真剣な議論がなされ、今も一つの伝説として残っている⁽²⁰⁾。

（C-4）朴在瀟と李漢基の著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	朴在瀟（著）	『戦争と国際法』	1964	ソウル：一潮閣
2	李漢基（著）	『韓国の領土—領土取得に関する国際法的研究』	1969	ソウル：ソウル大学校出版部

もう一つの特徴は、ナショナリスティックな研究動向である。例えば、表（C-4）の李漢基の著作は彼の博士論文を出版したものである。李はこの著作が「私のおよそ20年間にわたる学研生活の総決算」であり、「明明白白な自国の領土も主張しない者には戻ってこない」としながら、同著作が独島（竹島）と間島を守るための研究であることを強調している（「序文」）。李が博士号を取得したのは1969年8月であるが、実は同年3月、朴観淑も竹島に関する論文で博士号を取得していた。また、当時の申東旭も竹島に関する研究に真剣に取り組んでいた。これら3名を含めて、当時の学者たちは韓国の国益を守るために竹島問題などの外交懸案に必死に取り組んでいた。

なお、この時期の翻訳はフリードマン（W. Friedmann）一冊に過ぎない（表（C-

(20) 盧啓鉉「本案の初期状況と活動」（国際法学会論叢46-1・2001）311-312頁（韓国語）；金泰川、前掲注（18）166-169頁。

5))。また、金容九によってソビエト国際法の研究が開拓された(表(C-6))。

(C-5) 翻訳(1964-1980年)

	著者	タイトル	年度	出版社
1	W. フリードマン(著)、 張仁錫(訳)	『国際法の 構造的変遷』	1977	ソウル:法文社

(C-6) ソビエト国際法学の紹介(1964-1980年)

	著者	タイトル	年度	出版社
1	金容九(著)	『ソ連国際法理論研究』	1979	ソウル:一志社
2	金容九(編)	『中ソ国際法理論及びロシア・ソ連の韓末 外交史研究一文献目録』	1979	ソウル:ソウル大学校出版 部

4.3 欧米国際法学の直接受容と韓国的国際法学の模索(1981-1989年)

表(C-7)は、1981年から1989年までに出版された国際法の著作をまとめたものである。研究教育は依然としてソウルが中心であるものの、少しずつ地方に拡大している。例えば、崔載勳は釜山大学、鄭雲章は嶺南大学、鄭用泰は清州大学、そして韓昌榮は済州大学で国際法を教えていた。

(C-7) 1981年から1989年までに出版された著作

	著者		タイトル	年度	出版社
1	柳炳華	著	『国際法総論』	1981	ソウル:一潮閣
		著	『国際法 I・II』	1987- 1988	ソウル:眞成社
2	金禎鍵	著	『現代国際法』	1981	ソウル:博英社
		著	『国際法』	1987	ソウル:博英社
3	李浩鎮、申珏秀	共著	『国際法演習』	1981	ソウル:経文社
4	金禎鍵ほか	編著	『判例中心国際法』	1982	ソウル:慶南大学校出版局
5	金明基、洪性化	共著	『国際法通論』	1982	ソウル:東亜学研社

6	金文達	著	『国際法講義—判例及び資料』	1982	ソウル：法文社
		著	『国際法』	1988	ソウル：法文社
7	李漢基	著	『国際法講義』	1983	ソウル：博英社
8	李丙朝、李仲範	共著	『国際法新講』	1983	ソウル：一潮閣
9	崔載勳、鄭雲章	共著	『国際法講義』	1984	釜山：釜山大学校出版部
10	韓昌栄	著	『国際法敍説』	1984	不明：韓一文化社
11	鄭用泰	著	『国際法概説』	1985	ソウル：螢雪出版社
12	任徳圭	著	『戦争と国際法—正当な戦争論を中心に』	1985	ソウル：法文社
13	朴稚榮	著	『国際法概論』	1986	ソウル：集文堂
14	文哲淳	著	『国際法』	1987	ソウル：大圓精舎
15	張孝相	著	『現代国際法—理論と実際』	1987	ソウル：博英社
16	裴載湜	著	『国際法I』	1988	ソウル：韓国放送通信大学出版部
17	白忠鉉、鄭印燮	共著	『国際法II』	1989	ソウル：韓国放送通信大学出版部

1980年代に入ると欧米留学が少しずつ増え始め、彼らを通じて欧米国際法学が本格的に受容された。その代表的な学者としては柳炳華と金禎鍵が挙げられる。

まず、柳炳華は元々外交官であったが、パリ大学で博士号を取得し、高麗大学の国際法教授となった。柳の韓国の師匠は朴在瀟であり、フランスの師匠はルーテル（P. Reuter）である。柳の『国際法総論』は、当時まで韓国に十分に紹介されてこなかったフランス国際法学を紹介しており、何よりも「国際共同体」について非常に詳しく説明している。ルーテルが欧州連合の設立に多大な貢献をしたように、柳は将来の東アジアに設立されるはずの「東アジア共同体」を支える東アジアの学生たちを育てることを一生の目標としていた（「序文」）。

延世大学の金禎鍵は幼い時にアメリカに移住し、そこで教育を受けたアメリカ人である。彼の著作は欧米の著作と判例を数多く分析している反面、理論と歴史に関する部分を欠いている。この点において先任の朴観淑とはかなり異なる研究方法論を取っている。この実用主義的なアプローチが延世大学の伝統となったと思われる。

ソウル大学の李漢基の下では裴載湜、白忠鉉、李相冕などの弟子が着実に成長していた。また、白忠鉉は私財で「ソウル国際法研究院」を設立し、『ソウル国際法

研究』という雑誌も発刊している。この研究院を中心に、李漢基国際法学の伝統を共有している彼らは、自らを「冠岳学派」⁽²¹⁾と呼んでいる。

なお、この時期には金容九がグラバル（V. E. Grabar）を、李允榮がトゥンキン（2冊）を翻訳した（表（C-8））。

（C-8）翻訳（1981-1989年）

	著者	タイトル	年度	出版社
1	V. E. グラバル（著）、 金容九（訳）	『ロシア国際法史』	1982	ソウル：博英社
2	Ingrid Delupis（著）、金 禎鍵、金大淳（共訳）	『国際法と独立国』	1984	ソウル：延世大学校出版部
3	G. I. Tunkin（著）、李允 榮（訳）	『ソビエト国際法理論』	1985	ソウル：大光文化社
4	G. I. Tunkin（著）、李允 榮（訳）	『国際体制における法と強制』	1988	ソウル：文脈社

最後に、冷戦期のもう一つの重要な特徴は、学者たちが「韓国的国際法学」を追求していたことである。李漢基は常に「韓国によって解釈され適用された国際法」、すなわち、「韓国的国際法学」の定立を強調した。⁽²²⁾ ほぼ同じ頃に、盧明濬も韓国の「自我準拠的国際法理論」の必要性を主張した。⁽²⁴⁾ 冷戦期は、韓国が直面していた外交懸案から国益を守るために国際法を必死に研究していた時期であった。学者たちは、韓国の国益の観点から諸懸案を一貫して説明できる国際法理論の体系化という意味での韓国的国際法学の構築を目指して悩んでいたのである。

以上のように、冷戦期の韓国の国際法研究は、「日本国際法学の長引く影響」（第1段階）、「研究方法論への自覚とナショナリズム」（第2段階）、「欧米国際法学の直接受容と韓国的国際法学の模索」（第3段階）の3段階を経ながら行われた。そ

(21) 李根寛「ソウル法大国際法研究70年：‘冠岳学派’の形成と展開に対する考察」（法学58-1・2017）215-249頁（韓国語）。

(22) 李漢基「古希有感一私の学問・私の生涯」（李漢基『迎瑞堂記』（博英社・1986）所収）16頁（韓国語）。

(23) 李根寛、前掲註（21）218頁。

(24) 盧明濬「国際法と今日の課題」（法学19-1・1978）163頁（韓国語）。

して韓国的国際法学を探求するための熾烈な努力と悩みは冷戦後も続くのである。

5 北朝鮮：ソビエト国際法学から主体国際法理論へ

5.1 日本国際法学からソビエト国際法学へ（1946-1956年）

戦後、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」）が成立し、金日成総合大学が開校した。旧ソ連から図書提供、顧問・専門家派遣、留学生受入などが行われたが、⁽²⁵⁾すぐに朝鮮戦争が勃発したため、本格的な研究は戦争後を待たねばならなかった。

まず、金日成総合大学の1953年度の法学部には、国家と法理論及び国家法講座、民法講座、刑法講座、国際法講座という4つの講座が置かれていた。⁽²⁶⁾また、当時の北朝鮮で出版された新聞、雑誌や論文集を調べてみると、例えば、「日本の諸收容所に抑留された朝鮮公民たちの自由意志による居住地選択は国際法により公認された権利である」など、国際法関連の記事が度々掲載されていた。⁽²⁷⁾この記事を書いた「キム・ジンテ」という人の肩書きが「金日成総合大学国際法講座長」となっている。以上のことは、当時の金日成総合大学にはすでに国際法講座があり、国際法が教えられていたことを意味する。

「キム・ジンテ」（金鎮兌）は京都帝国大学法学部（1922-1926年）を卒業した。⁽²⁸⁾従って、金の国際法知識は基本的には京都帝国大学から学んだものであり、その後ソビエト国際法学を受容したと思われる。金の代表的な論文には、ロシア革命に基づく時代区分の採用やスターリンの著作の引用など明らかにソビエト国際法学の影響が見られるが、自主権尊重原則がまだ十分に強調されていないことから、北朝鮮の国際法理論の初期段階のものと言えよう。

以上のように、この時期の北朝鮮ではすでに国際法の研究が行われており、おそらく金鎮兌という学者が中心的な存在であったといえる。

(25) キム・ソン、イム・スジン「分断初期（1945-1967）北韓高等教育におけるソ連制度の転移と変容」（教育社会学研究27-3・2017）1-28頁（韓国語）。

(26) 金東漢「北韓の法学研究—研究動向及び特性」（北韓研究会報10-2・2006）65頁（韓国語）。

(27) 1958年1月12日（日）『民主朝鮮』第3面。

(28) 鄭鍾賢著（渡辺直己訳）『帝国大学の朝鮮人』（慶応義塾大学出版会・2021）付録34頁。

(29) 金鎮兌「国際法の民主主義的諸原則の鞏固な発展のための朝鮮民主主義人民共和国の闘争」（8・15解放10周年記念『法学論文集』第1集（科学院経済法学研究所・1955）所収）152-200頁（朝鮮語）。

5.2 ソビエト国際法学の本格的な受容 (1957-1970年)

1950年代末、旧ソ連との関係は著しく悪化し、北朝鮮の「文化大革命」とも言われる混乱が生じた。また1960年末頃には「図書整理事業」という思想浄化キャンペーンが実施され、旧ソ連の書籍は全部燃やされた⁽³⁰⁾。

しかし、当時の新聞、雑誌や論文集などには依然として国際法関連の記事や論文が度々掲載された⁽³¹⁾。この時期の北朝鮮の国際法観をより具体的に見せてくれるのは「政治辞典」シリーズ (表 (D-1)) である。

(D-1) 政治辞典シリーズ

	著者	タイトル	年度	出版社
1	キム・サンヒョン、キム・カンホン (編輯)	『大衆政治用語辞典』	1957	平壤：朝鮮労働党出版社
2	バク・スンソ (編輯)	『大衆政治用語辞典』	1964	平壤：朝鮮労働党出版社
3	朝鮮民主主義人民共和国・社会科学学院 (編輯)	『政治用語辞典』	1970	平壤：社会科学出版社
4	社会科学出版社 (編纂)	『政治辞典』	1973	平壤：社会科学出版社

『大衆政治用語辞典』(1957年)によれば、国際法とは「国家間の合意によって国家間の全ての関係を規定する諸規範の総体である」(32頁)と記されており、それ以上の説明はない。これが当時の北朝鮮で確認できる最初の国際法の定義である。これはトゥンキンの1956年の定義、すなわち、「totality of norms, developed on the basis of agreements between the states」を引用した可能性が高い⁽³²⁾。但し、トゥンキンは、コロービンなどの保守的な学者たちから批判を受けたので、後に同定義を撤回した。

同辞典の1964年版をみると、定義はそのままであるが、その後ろに「他の種類の法律と同じく、国際法も階級的性格を持つ。資本主義国家では植民地弱小国家に対する合法化のためにこれが利用されている」(48頁)と追記されている。また、『政治用語辞典』(1970年)では、国際法は「諸国家間の闘争と協調の過程で行われる

(30) キム・前掲注 (25) 19-21頁。

(31) 金・前掲注 (26) 57-88頁。

(32) Kazimierz Grzybowski, "Soviet Theory of International Law for the Seventies", *The American Journal of International Law*, Vol. 77 (1983), p. 867.

関係を規制し、個別国家又は諸国の強制によってその遵守が保障される行為準則」（64-65頁）と説明されており、トゥンキン以前のソビエト国際法学の典型的な定義が採用されている。なお、『政治辞典』（1973年）でも同じ定義が維持されていた（103-104頁）。

5.3 ソビエト国際法学から主体国際法理論へ（1971-1989年）

1970年代は金日成の「主体思想」が確立する時期である。当時の雑誌や論文集には引き続き国際法関連の論文が載せられており、これらの論文は「主体思想の国際法理論」（以下、「主体国際法理論」）の構築を試みるものであった。⁽³³⁾特に、当時の事情について非常に重要な情報を提供する以下の3冊の著作が出版された（表（D-2））。

（D-2）1971年から1989年までに出版された著作

	著者	タイトル	年度	出版社
1	朝鮮民主主義人民共和国・社会科学院・法学研究所（著）	『法学辞典』	1971	平壤：社会科学出版社
2	金日成総合大学（編）	『国際法及び海運法参考書（法学部用）』	1985	平壤：金日成総合大学出版社
3	キム・ヨン Chol、ソ・ウォン Chol（著）	『現代国際法研究』	1988	平壤：科学百科辞典総合出版社

最初の著作は『法学辞典』である。同辞典は「政治辞典」シリーズより遥かに多くの国際法関連事項を紹介している。特に、「自主権尊重は国際法の基本原則であり、この原則が厳格に遵守されることによるのみ、他の諸原則の成果も担保することができる」と強調している（83-84頁）。このように、北朝鮮の国際法理論の核心たる自主権尊重原則が本格的に強調されたのは、「政治辞典」シリーズではなく、この『法学辞典』であった。

2番目の著作は、金日成総合大学で出版された『国際法及び海運法参考書（法

(33) たとえば、リヨム・ Cholス「主体思想によって明らかになった自主独立国家建設思想」（法学論集5・1985）など（朝鮮語）。

学部用』である。同著作は「資料集」であり、表紙には「法学部用」と記されている。

3番目の著作は、『現代国際法研究』である。同著作は、当時までの北朝鮮の国際法研究を集大成したものである。著者は、キム・ヨン Chol とソ・ウォン Chol の二人であり、おそらくこの二人が当時の代表的な国際法学者であったと推察される。同著作は、自主権尊重原則の強調のように、その基本的な内容は『法学辞典』と類似しているが、『法学辞典』にはなかった「国家間の合意」を追加し、特に「主体思想」が国際法研究の方法論的基礎であることを強調している。⁽³⁴⁾要するに、同著作は、ソビエト国際法学を取捨選択的に受容しながら、最も根本的な基本原則として自主権尊重原則を強調し、「主体思想」を研究方法論的基礎として位置付けた（または「主体思想」の観点から国際法学を再編成し、集大成しようとした）、北朝鮮独自の国際法理論を提示しているのである。

なお、1993年の『民主朝鮮』に「日帝が朝鮮強占時期に数百万名の朝鮮の人々を残忍酷薄に虐殺した『人道に対する大罪』を国際社会に告発する」という旨の「朝鮮国際法学会」による「告訴状」が掲載されている。従って、北朝鮮にも国際法学会が存在することは確かであるが、その成立経緯や運営については不明である。⁽³⁵⁾

以上のように、冷戦期の北朝鮮の国際法研究は、「日本国際法学からソビエト国際法学へ」（第1段階）、「ソビエト国際法学の本格的な受容」（第2段階）、「ソビエト国際法学から主体国際法理論へ」（第3段階）の3つの段階で行われた。冷戦後、この「主体国際法理論」は、理論としてより成熟していくのである。

6 ベトナム：フランス・ソビエト国際法学からベトナム国際法学の胎動へ

6.1 第一次インドシナ戦争による国際法研究の不在（1946-1954年）

戦間期の法律教育を牽引していた高等法律学校は、その後インドシナ行政学校やハノイ大学の法学部に名称を変更しながら存続していたが、日本軍の仏印処理に

(34) 「現代国際法は自主時代の国際関係の規範を規制しているので、現時代の革命の指導思想である永生不滅の主体思想を指導的指針とすることによってこそ、現代国際法の全ての問題を正確に解明することができる」（7頁）（朝鮮語）。

(35) 1993年4月2日（金）『民主朝鮮』4-5面。

よって閉校された。

戦後、北側のベトナム民主共和国はハノイ大学の法学部を法科大学へと変えた。しかし、この法科大学が開講したのは1948年のみであり、70から80名が入学したが、翌年また閉鎖された。一方、南側のベトナム国は、ハノイ大学を越仏混成大学と改称し、ハノイにあった植民地下の高等教育の物的・人的リソースを徐々にサイゴンに移しながら運営したが、⁽³⁶⁾ 国際法の研究関連の情報は見当たらない。

以上のように、戦後のベトナムは第一次インドシナ戦争のため、北側においても南側においても、国際法の研究が行われる環境ではなかった。

6.2 北側のソビエト国際法学と南側のフランス国際法学（1955-1975年）

（1）北側のソビエト国際法学

ジュネーブ協定の締結後、ベトナム民主共和国は旧ソ連から専門家を招聘し、高等教育の整備に取り組んだ。しかし、続く戦争のため法務省はずっと閉まっており、大学の中にも法律専攻はなかった。⁽³⁷⁾ それにも関わらず、この時期に国際法研究が行われたことを示す二つの証拠がある。

まず一つは、『国家と法治研究』という論文集である。同論文集の「法学研究業務」という論文は、「我々はマルクス・レーニン主義の立場と観点に基づいて先進法学を建設する必要がある」と述べながら、国家科学委員会の「法学組」が取り組んでいる6つの法律分野を説明している。そのなかの一つが国際法であり、また同「法学組」の5カ年研究計画（1961-1965年）の中にも国際法は含まれていた。⁽³⁸⁾

もう一つは、国家法律研究院が刊行した『国家と法律』⁽³⁹⁾である。1972年から1975年までに掲載された「国際法」関連論文は17編である。例えば、「ベトナム民主共

(36) ベトナムの高等教育の歴史については次を参照。近田政博『近代ベトナム高等教育の形成過程に関する研究—外国教育モデル受容の比較教育的分析』（名古屋大学大学院教育発達科学研究科・博士学位請求論文・2003）。Mark Sidel, "Law Reform in Vietnam: The Complex Transition from Socialism and Soviet Models in Legal Scholarship and Training", *Pacific Basin Law Journal*, Vol. 11 (1993), pp. 221-259.

(37) 近田・前掲注 (36) 111-112頁；Sidel, *ibid.*, pp. 224, 234.

(38) Phạm Văn Bạch (Chủ nhiệm), *Nghiên Cứu Nhà Nước và Pháp Quyền*, Số 1, Nhà Xuất Bản Khoa Học (1963). 「法権」(Pháp Quyền) は「法治」と訳した。

(39) *Ibid.*, pp. 20-30.

(40) 『国家と法律』の目録については次を参照：<https://thuvienkhxh-vass.contentdm.oclc.org/>

和国の海港封鎖、道義及び国際法に対するニクソンの露骨的な蹂躪、人類の良知への無礼な挑戦」(1973年)と題される論文には、旧ソ連の『国家と法』に掲載されたコロッキン (A. L. Kolodkin) の二つの論文が引用されている⁽⁴¹⁾。また、著者の中には、モスクワ国際関係大学で国際法を研究 (1971-1976年) したハ・フン・クオンなども見られる。

以上の情報から見ると、この時期のベトナム民主共和国の学者らはすでにソビエト国際法学を受容しており、ある程度の国際法研究が行われていたと言えよう。

(2) 南側のフランス国際法学

ベトナム共和国の高等教育はサイゴン大学を中心に行われた。サイゴン大学では、1960年代半ばごろからタン・キム・ドンとリュウ・ヴァン・ビンという二人の教員が国際法を教えていた。記録によれば、国際法は学部1年生に教えられていたが、1部と2部に分けられ、1部はタン、2部はリュウが担当していた。但し、二人は国際法だけでなく、公共行政(タン)、憲法(リュウ)も教えていた。また、大学院課程の国際法はタンが、国際関係はリュウが担当していた⁽⁴²⁾。

二人とも各自の著作を上梓している。まず、タンの『国際公法』は、おそらくベトナム人によって執筆された最初の国際法著作ではないかと思われる。タンはその後同著作を2冊に分けて出版している(表(E-1))。『国際律法』は「国際法」一般、『国際社会』は主に「国際機構」に関する内容である。「国際律法」はベトナム語の直訳であるが、「国際法律」すなわち「国際法」の意味である。

digital/search/searchterm/Muc%20luc%20tap%20chi%20Nhà%20nước%20và%20Pháp%20luật, (2023. 08, 2023).

(41) *Nhà Nước và Pháp Luật*, Vol. 2 (1973), p. 109.

(42) Trương Thùy Dung, *The American Influences on the Higher Education of the Second Republic of Vietnam: The Case of the National Universities*, Dissertation zur Erlangung des Grades der Doktorin der Philosophie (Dr. phil) an der Fakultät für Geisteswissenschaften der Universität Hamburg (2020), pp. 182-183.

(E-1) タン・キム・ドン (Tăng Kim Đông) の著作

	タイトル	年度	出版社
1	『国際公法』(Quốc Tế Công Pháp)	1964	サイゴン：サイゴン大学法学部
2	国際公法・第1巻『国際律法』 (Quốc Tế Công Pháp, Quyển I, Luật Pháp Quốc Tế)	1972	サイゴン：サイゴン大学法学部
3	国際公法・第2巻『国際社会』 (Quốc Tế Công Pháp, Quyển II, Xã Hội Quốc Tế)	1974	サイゴン：サイゴン大学法学部
4	国際公法・第1巻『国際律法』 (Quốc Tế Công Pháp, Quyển I, Luật Pháp Quốc Tế)	1975	サイゴン：サイゴン大学法学部
5	国際公法・第2巻『国際社会』 (Quốc Tế Công Pháp, Quyển II, Xã Hội Quốc Tế)	1975	サイゴン：サイゴン大学法学部

次に、リュウは『国際公法』を出版し、その後同著作を『国際法』と『国際定制』の2冊に分けて出版した(表(E-2))。『国際定制』はベトナム語の直訳であるが、「国際制定」の意味であり、おそらく「国際制度」の意味で使われたと考えられる。

(E-2) リュウ・ヴァン・ビン (Luu Văn Bình) の著作

	タイトル	年度	出版社
1	『国際公法』(Quốc Tế Công Pháp)	1968	サイゴン：サイゴン大学法学部
2	『国際法』(Luật Quốc Tế)	1970	サイゴン：サイゴン大学法学部
3	『国際公法定制』(Định Chế Quốc Tế Công Pháp)	1970	サイゴン：サイゴン大学法学部

タンとリュウの著作の参考文献や本文を見ると、フランス国際法学の影響が非常に強いことがすぐに理解される。セル(G. Scelle)、ルソー(Ch. Rousseau)、ルーテルなどのフランスの著作が多数参照されており、国際法の定義を含めて著作全体にわたって「国際社会」、「協力」、「制度」が強調されている。

最後に、フリードマンの*The Changing Structure of International Law*が翻訳された。訳者はタ・ヴァン・タイである。上記のサイゴン大学の記録によれば、同大⁽⁴³⁾

(43) Wolfgang Friedmann, *Sự Biến Đổi Cơ Cấu của Quốc Tế Công Pháp*, Bản dịch của Tạ Văn Tài, 1972 (Saigon: Nhà Xuất Bản Hiện Đại). 翻訳のタイトルは『国際公法の構造変動』となっている。

学でタンとリュウが国際法を教えた年に、タは「研究方法論」を教えた。⁽⁴⁴⁾同翻訳はベトナム人による欧米国際法学の最初の翻訳であると考えられる。

6.3 ソビエト国際法学からベトナム国際法学の胎動へ (1976-1989年)

アメリカがベトナムから撤退すると、北側が南側を統合し、1976年にベトナム社会主義共和国が誕生した。ハノイは再び国際法研究教育の中心となり、ソビエト国際法学がフランス国際法学を代替することとなった。

まず、『国家と法律』は統一後も継続して出版された。1976年から1989年までに掲載された国際法関連論文は130編を超えている。⁽⁴⁵⁾著者もかなり増えた。例えば、上記のハに加えて、10名程度の著者が活発に国際法関連論文を掲載しており、彼らが当時の代表的な国際法学者であったことが推察される。ハはのちにハノイ法科大学の教員となり、国際法科で教えた。⁽⁴⁶⁾

また、ハノイ法科大学から国際法著作 (I・II) が出版された (表 (E-3))。おそらくこの著作が「統一後」の最初かつ唯一の国際法著作ではないかと考えられる。同著作がソビエト国際法学の影響を受けていることは明らかである。タンやリュウの著作では肯定的に紹介されていたセルヤルソーなどの学説は完全に否定され、その代わりにマルクス・レーニン主義が採用されている。また「国際社会」は否定され、「社会主義国際法」が強調されている。国際法の歴史についても、ロシア革命を中心に論じられている。

(E-3) ハノイ法科大学 (Đại Học Pháp Lý Hà Nội) 教科書

	タイトル	年度	出版社
1	『国際法』(I) (Luật Quốc Tế, Tập I)	1984	ハノイ：法理出版社
2	『国際法』(II) (Luật Quốc Tế, Tập II)	1985	ハノイ：法理出版社

しかし、国際法の定義は、「階級性」への言及もなく、「平和共存」や「国家間合

(44) *Truong, supra* note 42, p. 183.

(45) 目録は前掲注 (40) 参照。

(46) これらの学者については前掲注 (40) の目録の他、次を参照。Sidel, *supra* note 36, pp. 221-259.

意」という概念も含まれていない。その反面、旧ソ連、中国、北朝鮮の著作中の定義にはみられなかった「人民及び世界世論の闘争力」というものが含まれている。また、国際法の基本原則についても、民族自決権や国際約束尊重原則（*Pacta sunt servanda*）が基本原則に追加されるなど、旧ソ連、中国や北朝鮮の著作とも微妙に異なる。

これらのことが意味するのは、ベトナムがソビエト国際法学の内容をそのまま受容しておらず、その中から取捨選択し、修正を加えながら受け入れていたということである。この点で、中国や北朝鮮と同じく、ベトナムにおいても独自の国際法学（「ベトナム国際法学」）が胎動していたと言えよう。なお、ベトナム国際法学会は2016年に設立された。

以上のように、冷戦期のベトナムの国際法研究は、「第一次インドシナ戦争による国際法研究の不在」（第1段階）、「北側のソビエト国際法学と南側のフランス国際法学」（第2段階）、「ソビエト国際法学からベトナム国際法学の胎動へ」（第3段階）という3つの段階を通じて行われた。そして冷戦後のベトナムにおいては、1986年の「ドイモイ」政策に合わせて、ベトナム国際法学がさらに進展することになるのである。

7 おわりに

本稿は、冷戦期の中国、台湾、韓国、北朝鮮、そしてベトナムで出版された国際法著作を分析した。各国の諸段階と特徴については本文ですでに述べたので、結論では全体の特徴として以下の4点のみ指摘しておきたい。

第1に、東アジア諸国に対する日本国際法学の影響は冷戦期に終焉を告げた。19世紀から戦間期まで、日本の国際法学は、欧米国際法学と東アジア諸国をつなぐ媒介者または窓口のような役割を果たしていた。しかし、冷戦期の各国の学者たちは、日本を媒介せず、欧米国際法学、ソビエト国際法学、第三世界国際法学に直接アクセスした。

第2に、冷戦期には主に「イデオロギー」によって受容先が大きく変わった。社会主義の中国、北朝鮮、ベトナム（北側）はソビエト国際法学を主に受容し、台湾、韓国、ベトナム（南側）は主に欧米国際法学を受容した。また、両陣営の諸国

は第三世界国際法学をも必要に応じて受容した。

第3に、東アジア諸国は主に同じ陣営の国際法学を受容しながらも、他陣営の国際法学をも同時に研究した。中国、北朝鮮、ベトナム（北側）はソビエト国際法学を受容しながらも欧米国際法学を研究し、台湾や韓国も、欧米国際法を受容しながらもソビエト国際法学を研究した。これは、他陣営とのやりとりが増えるにつれ、各国が相手の国際法上のロジックを理解する必要があったからであったと推察される。

第4に、東アジア諸国は、欧米国際法学、ソビエト国際法学、第三世界国際法学をそのまま受容したのではない。各国は自国のイデオロギー、国際的地位や国益を踏まえながら、それらの内容を取捨選択式に受容し、それに適当な修正を加えた。また、各国は受容した内容を懸案に適用するだけでなく、全ての懸案を貫く「自国独自の国際法学」の構築を模索した。しかし、冷戦期の各国の「自国独自の国際法学」は抽象的な内容に留まっており、それがより具体的になるのは「冷戦後」のことである。

最後に、本稿は、紙面の都合上、各国を代表する学者を主たる検討の対象としたが、「目に見えないところで黙々と研究に取り組んでいる学者たちの研究」により焦点を当てて、複合的に描くことが筆者に課された今後の課題である。